

竹島を巡る日韓関係

1. 日本の基本的立場

- 竹島は歴史的にも国際法上も日本の固有の領土である。竹島については、韓国との間で領土問題が存在しており、先般李明博大統領は竹島に上陸。日本は、竹島の領土問題について、国際法に則り、冷静、公正かつ平和的に紛争を解決すべきとの考え。
- 右考えに基づき、日本は8月21日、竹島の領土問題に関し、国際司法裁判所への提訴としての合意付託 (to institute proceedings before the International Court of Justice by a special agreement between the two countries) 及び日韓紛争解決交換公文に基づく調停 (conciliation based on Exchange of Notes constituting an agreement between the two countries concerning the settlement of disputes) を韓国側に提案したが、8月30日、韓国政府より、応じない旨口上書で回答があった。
- 韓国政府は「グローバル・ 코리아」を標榜しているものと承知しており、国際社会における法の支配 (rule of law) の重要性を支持する国際連合の重要な加盟国であり、仮に自国の竹島への領有権が正当なものであると考えるのであれば、我が国政府の提案を受け入れ、堂々と (fairly and unequivocally) 国際司法裁判所で自国の主張を述べるものと期待してきた。しかるに、竹島問題を解決するための具体的な対案も示していない今回の韓国側の回答には極めて失望している。
- 我が国政府としては、引き続き、竹島問題について法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決するため、国際司法裁判所への我が国単独での付託 (submission of the dispute to the ICJ on its own)を含め、適切な手段を講じていく考え。
- 韓国は、竹島問題を歴史認識の問題と結びつけて論じようとしているが、竹島問題は、歴史認識の文脈で論じるのは適当ではない。後述する1905年の閣議決定による島根県への編入は、領有権の「再」確認であり、江戸時代初期には幕府の渡海免許を受けて鳥取藩米子の町人があわびの採取、あしかの捕獲等に従事し、竹島が利用されており、遅くとも17世紀半ばには日本は領有権を確立していた。韓国が、本件を歴史認識の問題と結びつけて論じることは、自国の竹島の領有権に自信が無いことを物語っている。
- 竹島問題は、戦後の韓国政府の一方的な占拠が国際社会の法と正義にかなうのかという問題。よって、国際社会の「法と正義」に照らして、国際司法裁判所の法廷で議論を戦わせ、決着をつけるのが王道であるはず。日本政府としては、韓国政府に対し、国際法に基づく解決が理にかなっていることを粘り強く訴えていく考え。
- 日本は、未来志向で重層的な日韓関係を構築するべく努力してきたが、李大統領の竹島上陸は、日韓関係に否定的な影響を与えるもの。韓国政府が、日本政府の善隣友好の誠心 (good faith) に誠実に応じることを望む。

2. 日本の主張の正当性／韓国の主張の脆弱性

- 日本が遅くとも17世紀半ばには竹島の領有権を確立していたことは種々の史料から確認されている。一方、韓国側が主張の根拠としている史料では、韓国側が同島の存在を正確に認識していたり、日本の領有権確立以前に同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されていない。例えば、韓国は『新增東国輿地勝覽』（Revised Edition of the Augmented Survey of the Geography of Korea）（1531年）（<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/p/kinkyu/2012/takeshima/mapp.pdf>）等の記述に現れる「于山島（Usan Island）」を現在の竹島であると主張している。しかし、『新增東国輿地勝覽』の地図において、「于山島」は鬱陵島の西側に位置しており、竹島には当たらないことが明白である（竹島は鬱陵島の東側に位置している）。
- また日本は1905年1月に竹島を島根県に編入する旨の閣議決定を行い、竹島を領有する意志を再確認している。第二次大戦後の講和条約であるサンフランシスコ平和条約の起草にあたり、韓国は、日本が放棄すべき領土に竹島を含めるよう要請したが、米国は竹島が日本の管轄下にあるとして右要請を拒否するなど、米国も竹島が我が国固有の領土であることを認める立場を表明している。このことは、竹島が日米合同委員会の決定に基づき、1952年に在日米軍の爆撃訓練区域に指定されたことから明らかである。
- このように、竹島が歴史的事実にも関わらず、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であるにもかかわらず、韓国は1952年に「李承晩ライン」を一方向的に設定し、同ライン内側の広大な水域に対する「海洋主権」を宣言した。これは当時の国際法に明確に違反している（注）。竹島は同ライン内の内側に取り込まれており、韓国は力をもって竹島の不法占拠を開始した。「李承晩ライン」の設定後、1965年の日韓漁業協定の成立により廃止されるまでの13年間に、多くの日本漁船が拿捕され、多くの日本人漁民が抑留され、死傷者も多数に上った。
（注）「李承晩ライン」は、公海上に一方向的に設定したラインの内側を、資源の保存と保護に関する区域とし、韓国の主権下に置くとした。なお、200海里の排他的経済水域に対する沿岸国の管轄権等の概念を導入した国際海洋法条約は1982年に採択、1994年の発効である。
- 我が国は、1954年と1962年、そして今回2012年に韓国に対して竹島問題をICJに付託することを提案したが、韓国側は拒否している。また、8月17日、野田総理から李明博大統領宛の竹島問題に関する親書を送付したが、竹島との文言が含まれていること等を理由に韓国側は同親書を受け取らず、返送するという外交慣例上あり得ない行為が行われた。仮に親書に韓国として受け入れられない内容が含まれているのであれば、堂々と韓国側の主張を返信等で述べるのが通常であると考えられる。しかしながら、「竹島」との文言が含まれているがために今回のように首脳間の親書を返すことは、ICJへの付託を過去3回拒否していることと併せ、韓国がいかに竹島に係る領有権に自信がないかを物語っている。